



企業主導型保育施設の保育料補助

1.補助対象者

2.補助対象施設

3.補助金額

4.補助金請求

5.補助金支出

以下の①～④のすべてを満たす方が対象です。

- ① 児童及び保護者が、利用月の初日現在、足立区に在住していること。
- ② 補助対象の企業主導型保育施設に在籍し、月120時間以上の月ぎめ利用契約をしていること。
- ③ 他の教育・保育施設（認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、認証保育所、幼稚園等）に在籍していないこと。
- ④ ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）を利用していないこと。

1.補助対象者

2.補助対象施設

3.補助金額

4.補助金請求

5.補助金支出

対象施設：企業主導型保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている施設）

区内施設の場合：足立区内の企業主導型保育施設は全施設補助対象です。

区外施設の場合：施設のある自治体へお問い合わせください。

右記QRコードからも確認ができます。



1.補助対象者

2.補助対象施設

3.補助金額

4.補助金請求

5.補助金支出

補助対象経費は、「**月ぎめ契約保育料のうち、自己負担額（※）**」です。

入園金、延長保育料、通園送迎費等は対象外となりますのでご注意ください。

区分		補助上限額
0～2歳児クラス	住民税課税世帯	80,000円
	住民税非課税世帯 住民税未申告世帯	38,000円
3～5歳児クラス	住民税問わず	40,000円

（注）クラス年齢は、4月1日現在の児童の年齢を適用します。

（※）**自己負担額**とは、施設側で国無償化助成額を減額した後の月ぎめ契約保育料です。

1.補助対象者

2.補助対象施設

3.補助金額

4.補助金請求

5.補助金支出

（1）**必要書類**（きょうだいの場合は、それぞれ作成してください。）

① 足立区認可外保育施設定期利用補助金請求書

足立区HP（右記のQRコード）でダウンロードしていただくか、
足立区役所中央館3階の幼稚園・地域保育課にてお渡ししています。

② 利用契約書の写し（年度で最初の請求時に1度ご提出ください。）

月120時間以上の月ぎめ利用契約が確認できる契約書をご提出ください。なお、契約書で確認できない場合は、保育施設が発行する別の書類で、その内容が確認できる書類が必要となります。

また、契約変更を行った場合は、その都度変更後の契約書をご提出ください。

③ 保育料の領収書（※請求書は不可）

1か月ごとの金額が確認できる領収書をご提出ください。複数月で1枚の領収書になっている場合は、備考欄等に各月の保育料の金額が記載された領収書をご提出ください。



(2) 提出方法

必要書類を、郵送または窓口にご提出ください。

【郵送先】 〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所 幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係

【窓口】 足立区役所本庁舎 中央館3階 幼稚園・地域保育課

【令和7年度補助金交付スケジュール】

対象月	必要書類の提出期限（必着）	振込時期（予定）
令和7年 4月分から 6月分まで	令和7年 7月15日（火）	令和7年 8月末
令和7年 7月分から 9月分まで	令和7年10月15日（水）	令和7年11月末
令和7年10月分から12月分まで	令和8年 1月15日（木）	令和8年 2月末
令和8年 1月分から 3月分まで	令和8年 4月10日（金） （最終締切）	令和8年 4月末

※ 請求は3か月ごとが原則ですが、年度内であれば対象月以前の分と合わせて提出することが可能です。

※ 令和7年度の利用分については、令和8年4月10日（金）（必着）までにご請求ください。

※ 書類不足の場合は、上記のスケジュールどおりに支給できない場合があります。

書類審査のうえ、交付可否と支払い額を決定し、通知によりお知らせします。

《注意事項》

- 令和7年度利用分の請求最終期限（令和8年4月10日）を過ぎますと、補助金の支給はできません。
- このご案内は9月利用分以降の案内です。4～8月利用分の請求についてはこの案内を適用しませんのでご注意ください。8月利用分以前のご案内は足立区HPをご覧ください。
- 保護者全員の住民税が未申告の場合は、非課税世帯と同額の補助とします。補助金の請求前に住民税の申告をお願いいたします。
- 月の途中で足立区に転入した場合は、翌月分から対象となります。
- 国の保育料無償化で保育料に対して給付費などがある場合は、それを差し引いた後の自己負担額が補助対象額となります。
- 税や世帯状況の変更等があった場合でも、一度支給した補助額は変更いたしません。
- 0歳児～2歳児の世帯の住民税は4月から8月までは前々年、9月から3月までは前年の収入をもとに課税状況を確認します。したがって、課税状況によって9月から補助上限額が切り替わる場合があります。
- 令和7年1月1日以前に足立区外に住所があり、課税状況が確認できない方は住民税課税世帯として取扱います。

【提出・問い合わせ先】

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所 中央館3階

幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係

TEL：03（3880）8013 FAX：03（3880）5703 メールアドレス：youho@city.adachi.tokyo.jp